



関東地方



陝西

千葉県



神奈川県



東京都





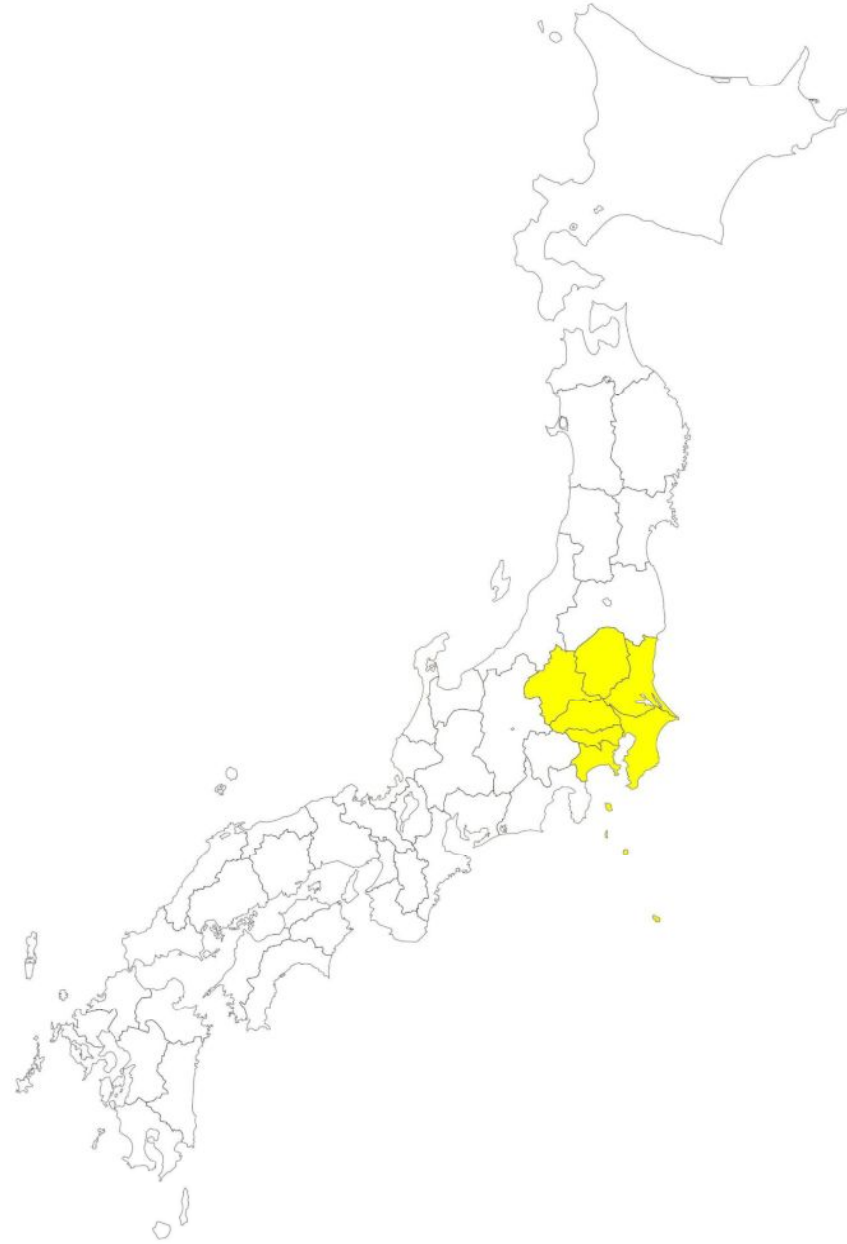
長野県

埼玉県





群馬県



水戸市



千葉市



横滨市



新宿区





宇都宮市

さいたま市





前橋市

知事本局

都庁ポケット知識

東京都庁の所在地

都民の皆さん、そして全国から、多数お問い合わせのある「**東京の県庁所在地はどこか**」という疑問にお答えします。結論から申しますと、

(1) 都道府県庁の位置は、条例でこれを定めるよう、地方自治法で定められている。

(2) 東京都では「**東京都庁の位置を定める条例**」により、東京都新宿区西新宿二丁目と定めている。

ということになります。

では、皆さんが持っている「東京都の県庁所在地は『東京』である」という、認識はどこから来ているのでしょうか。それは、おそらく学校などで使っている地図上の表記が、「東京」となっているためだと考えられます。

国土地理院の発行する50万分の1の地図には、作成上のきまりがあります。(図式適用規程という。)この中に、「市町村の名称はすべて表示する。」「都道府県庁の位置は◎で表示する。」という決まり事があります。ところが、東京の場合は◎の表示の脇に「東京」と記載があります。国土地理院へ確かめたところ、「東京の23区は市町村ではないので名称を記載していないが、**便宜上東京23区の総称として「東京」という表示をしたのではないか。**」とのお話がありました。

現在の23区の存する区域が、昭和18年まで東京市と呼ばれていたため、その名残りではないかとも考えられます。

ちなみに、都庁の住居表示は次の通りです。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

・・・以上都庁の所在地についてのお知らせでした。

＊＊問い合わせ先＊＊
知事本局総務部総務課総務係
電話03-5388-2112(ダイヤルイン)